

別表（第3条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助額上限	5 補助対象期間の始期	6 その他
<p>農業経営開始・推進事業</p>	<p>(1) 新たに農業に参入した農業以外の業を営む企業等若しくは新たに農業に参入することが確実と見込まれる農業以外の業を営む企業等</p> <p>(2) 農業法人</p> <p>ただし、企業等（農業法人は除く）又は企業等（農業法人は除く）の役員等が当該法人の設立に関与（資本を出資又は農業法人での役員となる者を企業等から派遣あるいは出向させる等）し、経営上の意思決定に重大な影響を与えていること。</p> <p>(3) 資本を出資し又は役員を派遣し、財務又は経営を実質的に支配する農業に参入する企業等を設立し、本事業を承継させることが確実と見込まれる企業等</p>	<p>農業経営の開始又は推進のために必要な生産、出荷、加工及び販売等の用に供する機械（軽トラック等の汎用性がある車両を除く。）若しくは施設（用地の取得及び造成を除く。）の整備又はリースに係る経費（国庫補助事業において補助対象となる事業は除く。）。</p> <p>なお、工事請負費又は委託費に係る経費については、県内事業者が実施したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めたときは、この限りでない。</p>	<p>1 事業実施主体につき補助対象期間において、5, 0 0 0 千円とする。</p>	<p>(1) 第2欄の(1) 事業実施主体が農業に参入した日</p> <p>(2) 第2欄の(2) 事業実施主体が設立された日</p> <p>(3) 第2欄の(3) 事業実施主体が設立した企業等（以下「子会社」という。）が、当該間接補助事業を承継した場合は、子会社が設立された日と当初事業実施主体が本事業を実施した日のいずれか早い日</p>	<p>ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。</p>

(注意)

別表において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業

県内に所在する農地（耕作の目的に供される土地をいう。）又は農地以外の土地等において、農産物（日本標準産業分類（平成25年10月改定。平成26年4月1日施行）大分類A－農業林業の中分類01農業の011耕種農業及び013農業サービス業に規定されているもの。）の生産（農業に係る作業受託を含む。）を行う事業（畜産業及びその附帯事業を除く。）

(2) 企業等

会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいい、その支社、営業所等を含む。）、公益法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法（平成18年6月2日法律第48号）第22条又は第163条の規程により成立した法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）第2条第1号若しくは第2号に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）及びその他の法人（農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年11月19日法律132号）第2章第5条に規定する法人をいう。）を除く。）

(3) 農業法人

農業を営む企業等であり、農業の売上高（農産物の製造・加工・販売・農作業の受託を含む）が事業全体の売上高の過半を占めている又は占めることが確実である企業等（集落営農法人を除く。）

(4) 集落営農法人

地縁のある1から数集落の範囲で農業経営又は基幹的農作業（耕起、代かき又は整地、田植え又は播種、病虫害防除、収穫、乾燥・調製等。）に係る農業用機械の共同利用又は委託を受けて農作業を行う法人